



霞台厚生施設組合負担金に係る調査特別委員会資料

令和5年8月9日



霞台組合第189号
令和5年6月30日

かすみがうら市議会
議長 小座野 定信 様

霞台厚生施設組合
管理者 谷島 洋司



意見書

令和5年6月19日付 か議第72号「質問書」につきましては、直ちに回答すべき法律上の義務はないと思われますところ、組合構成団体からの依頼に対しては、誠実かつ正確に対応していくべきと考え、別紙のとおり意見書を送らせていただきます。

質問書に対する意見

1. 負担する根拠について

霞台厚生施設組合の旧施設解体は、ごみ処理広域化の事業の一環であり、組合規約第3条（2）に関連する事業です。

また、平成28年8月22日付で「ごみ処理広域化に伴う新処理施設及び関連施設の経費負担等に係る協定書（以下、「協定書」という。）」を締結しております。

○平成28年8月22日付「協定書」の抜粋

（その他経費に係る取扱い）

第4条 4市町管内において現に設置し管理運営されるごみ処理施設及び附帯施設等に関連する財産及び経費の取扱いについては、現に構成する市町において協議する。

ただし、ごみ処理広域化に伴う事業に用いる場合には、これに係る経費負担及び保有財産の継承等について別途協議する。

霞台厚生施設組合旧施設の解体については、協定書第4条に基づき、令和2年1月29日、令和2年5月7日、令和2年6月1日に協議の場として正副管理者会議を開催しております。

これらの会議は、いずれも事前に会議資料を構成市町に送付することで審議対象を事前に構成市町に示し、その上で会議には正副管理者及び各構成市町の担当部局職員も出席しております。会議結果については、会議終了後に構成市町担当部局に送付し内容を確認しております。

令和2年1月29日開催の正副管理者会議における協議の結果、4市町で霞台厚生施設組合旧施設の解体費用を負担することを合意いただきました。さらに、令和2年5月7日、令和2年6月1日開催の正副管理者会議における協議においても、4市町で霞台厚生施設組合旧施設の解体費用を負担することを合意いただきました。そして、この合意を受けて令和2年7月31日開催の正副管理者会議において、霞台厚生施設組合旧施設の解体費用を含む第2期計画の事業に関する令和3年度以降の費用負担割合を合意いただいております。

霞台厚生施設組合では、この合意された費用負担割合に基づき、令和4年度霞台厚生施設組合の予算案を編成、令和4年第1回組合議会定例会に上程し、令和4年度予算案を議決いただきました。その後、構成市町の負担金については、構成市町の議会において議決いただいております。

2. 土地について

霞台厚生施設組合の規約については、構成4市町での協議により規約を定め、構成4市町議会で、議決のうえ、県知事の許可を得て定められております。

平成27年の霞台厚生施設組合にかすみがうら市、茨城町が加入した規約改正時より、霞台厚生施設組合の保有財産（土地及びその上に存在する構造物等）については、平成28年8月22日付「協定書」に基づき、構成4市町の共有財産としての取扱いを基本とした協議を行っていると認識しております。

なお、平成27年のかすみがうら市の当組合加入時においても、現在においても、当組合の土地に関する問題は存在しておりません。

3. 規約について

霞台厚生施設組合に対する構成4市町の負担金については、組合及び構成4市町の担当部局による調整等会議において、財政担当者にも参加いただき、新年度の構成4市町の負担金案を事務局から説明後、協議を行い、了承を得たうえで、正副管理者会議に諮り、負担金案を説明後、協議をいただき、組合の新年度予算案を編成しております。その後、組合議会定例会において、予算案を審議し議決をいただいております。組合議会の議決結果に基づき、各構成4市町では、組合負担金を予算計上し、各構成4市町議会において議決をいただいております。